

おおの

議会だより 臨時号



No.188 平成27年3月10日

発行：大野市議会

〒912-8666 福井県大野市天神町1-1

Tel 0779-64-4830 Fax 0779-65-3021

<http://www.city.ono.fukui.jp/>

編集：大野市議会事務局

3月定例市議会初日

新体制が始動!!

改選後、初の市議会となる第393回定例会が招集されました。2月24日の定例会初日において、地方自治法の定めにより、年長の榮議員が臨時議長となり、各議員の議席を指定し、会期を3月20日までの25日間と定めた後、議長の選挙が行われました。

選挙の結果、高岡議員が大野市議会議長（第43代）に当選しました。

引き続き、高岡新議長の下で副議長の選挙が行われ、永田議員が副議長（第51代）に当選しました。

次に、各常任委員会と議会運営委員会の委員の選任が行われた後、大野・勝山地区広域行政事務組合議会と福井県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙が行われ、市民の負託に応えるための新しい体制が誕生しました。各委員会の委員は最終ページのとおりです。



高岡和行 議長



永田正幸 副議長

新しい議会構成きまる

議長に 高岡 和行 氏
副議長に 永田 正幸 氏

大野市議会基本条例の概要

大野市議会の最高規範となる大野市議会基本条例が、平成26年12月第391回定例会初日に全会一致で可決されました。本基本条例は、第15代の大野市議会において、平成24年6月に議会等改革推進特別委員会が設置され、21回にも及ぶ議論を重ねて制定に至ったものです。

本基本条例の施行は、第16代の大野市議会議員任期開始日となる平成27年2月21日であり、この日を大野市議会の新たなスタートとして、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会の実現を目指してまいります。

議会基本条例の内容と、本基本条例の主旨にのっとり、新たに取り組むこととした事項についてご紹介をします。

～～ 基本条例前文 ～～

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わり、地方自治体の自主的な意思決定及び自己責任の原則がより一層拡大してきたところである。

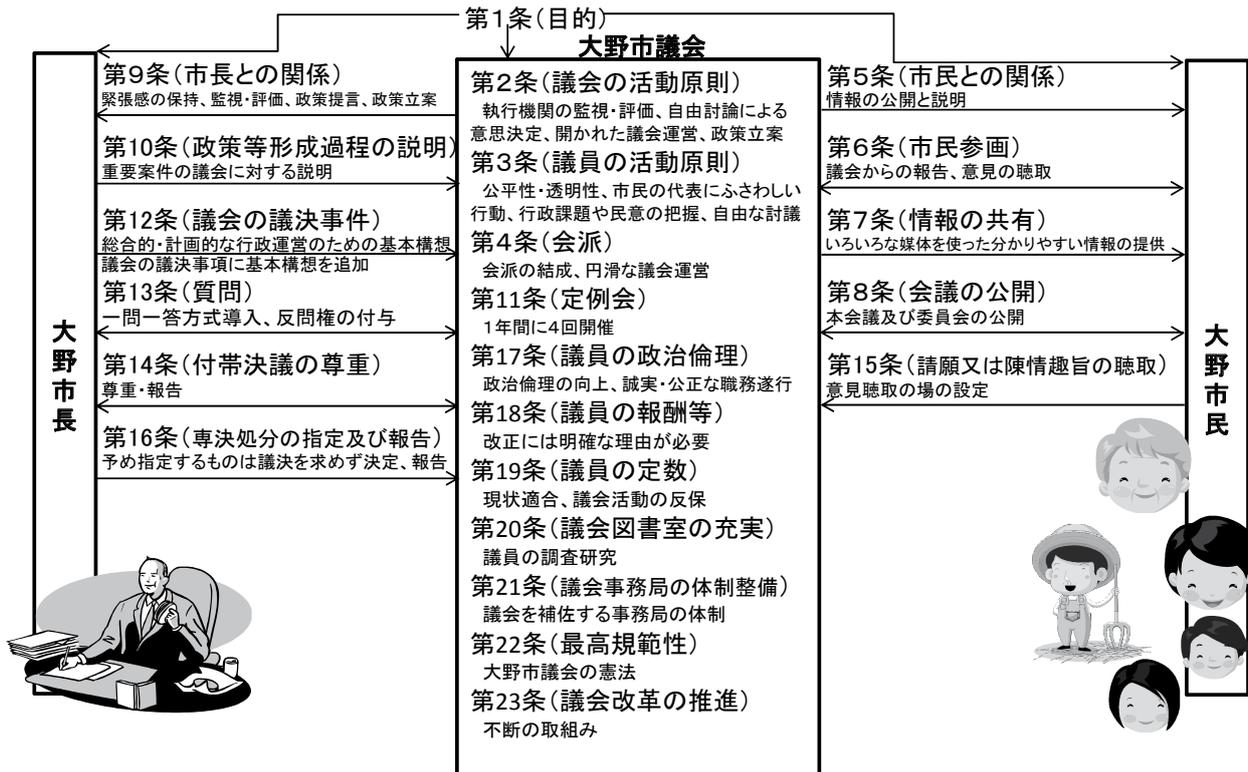
こうした状況にあって、大野市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される大野市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、大野市政の運営に関し、大野市長と共に二元代表制の一翼を担うという、その責務はこれまで以上に非常に重くなってきている。

大野市議会は、大野市民憲章に掲げる、純朴さの中にも幕末の大野丸に象徴される進取の気象を持って政策提言及び政策立案を行うことにより、美しい自然と輝かしい伝統を受け継ぎ、住みよく生きがいのあるまちづくりを目指して、真の地方自治の確立及び市民福祉の向上のため、不断の努力を重ねていかななければならない。

人間関係が希薄になり、越前おおの独特の地域性が失われつつある今こそ、古より受け継がれた結の精神を持って地域の絆を深め、ふるさとを愛する大野人の育成と結の故郷の実現のため、大野市議会独自の活動を展開しなければならない。

ここに、大野市議会の最高規範として、議会及び議員の活動原則等に係る基本的な事項を定め、その使命を明らかにするとともに、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会として、市民との協働の下、まちづくりの推進と市民福祉の向上のために全力を挙げて、市民に身近な信頼される議会を目指すものとする。

議会基本条例の体系図



第1章 総則

第2章 議会及び議員の活動原則

(目的)

第1条 この条例は、大野市議会（以下「議会」という。）及び大野市議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、組織、市長その他の執行機関との関係等について明らかにするとともに、自主的かつ自立的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、最小の経費で最大の成果を挙げる努力がなされているか、又は市政運営が適正に行われているかどうかを監視及び評価を行うとともに、市民の関心を高める議会運営を行うこと。
- (2) 自由な討論の場であるとの認識に立って、議員相互の自由な立場での討議を通して論点を明らかにし、意見の相違又は共通点を認識する中で、議会としての意思決定を行うこと。

【説明】 この条例を制定する目的を掲げたもので、この条例の解釈や運用の指針となるものです。

大野市議会が自主的で自立的な運営を実現し、市長と共に二元代表制の一翼を担う使命を果たすことによって、地方自治の確立、市民福祉の向上、市の発展を果たします。

※二元代表制・住民が、首長と議会議員をそれぞれ直接選挙で選ぶ制度

努めること。

- (4) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、政策提言を行うとともに、必要な政策を自ら立案し、市長等に提案することに努めること。

【説明】 大野市議会の活動原則を規定しています。

- (1) 大野市長その他の執行機関（教育委員会、消防本部、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会）を監視・評価して、かつ、市民の関心を高める議会運営を行います。
- (2) 大野市議会議員がお互いに自由に議論し、問題点を明らかにして、意見の違いや共通点を理解して、大野市議会の意思決定（機関意思の決定）を行います。
- (3) 市民の代表機関であることを自覚して、市民に信頼される公正で透明で開かれた議会であるために、積極的に情報の公開や発信に取り組みます。
- (4) 市民のいろいろな意見を

聞いて、執行機関の政策に対する提言（意見、修正等）や、自ら政策を立案（条例の制定等）したり、市長に政策を提案したりします。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 自らが市民の代表であることを深く自覚し、広範で積極的な活動に努めるとともに、公平性及び透明性を重んじて行動すること。
- (2) 議会活動に必要な見識を深め、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 合議制の機関である議会の構成員として、様々な市政の課題及び当該課題に対する市民の意見、要望等を的確に把握し、市民福祉の向上のために活動すること。
- (4) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を

推進すること。

【説明】 大野市議会議員が市民の代表としてどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

- (1) 公平性、透明性を重んじて積極的に議員活動を展開します。
- (2) 先進事例研究や講習会参加、文献調査等、積極的な情報収集により、広範な知識を習得して、執行機関の事務の監視・評価を行うとともに政策立案能力を高めます。
- (3) 市政の課題と課題に対する市民の意見、要望等の把握に努めます。
- (4) 意思の決定に際しては、議員同士が自由で活発な意見交換をすることにより決定します。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策の決定及び形成その他の議会活動に関し、相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

【説明】 大野市議会における会派の機能を規定していません。

議会活動が円滑なものとなるよう、市議会議員は会派を結成できます。

市の政策を決めたり作ったりする際に、会派同士が話し合いをして、議会運営が効果的で効果的なものとなるよう努めます。

※会派…よく似た考え方や意見を持つ議員同士が結成する団体

第3章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

【説明】 大野市議会と市民との関係を規定します。

大野市議会は、情報のさらなる公開と議会が取り組んでいる事項の分かりやすい説明に努めます。

(市民参画)

第6条 議会は、議会の活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催できる。

2 議会は、自ら行う政策形成の過程において、市民が参画できる機会の提供に努めるものとする。この場合において、議会は、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も含め、市民全体の意向を把握するよう努めるものとする。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的な見地からの意見等を議会の討議に反映させるものとする。

【説明】 市民の議会への参画について規定しています。

1 大野市議会は、議会活動を市民に広く知っていたくために、必要に応じて議会報告会を開催します。

2 議会が自ら政策を企画・立案するときには、市民の意見を聞き、幅広く市民の気持ちを汲み取るように努めます。

3 大野市の事務に関する調

査又は審査のため必要があると認めるときに意見を聴いたり、予算その他重要な議案、請願等について、利害関係を有する方又は学識経験者等から意見をお聴きしたりします。

(情報の共有)

第7条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会の視点から常に市民に対して周知するよう努めるとともに、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。

【説明】 議会が持つ情報の周知について規定しています。

大野市議会は、議会の情報を可能な限り市民に開示するよう努めるとともに、開示の方法についても、議会広報誌、広報おのおの、インターネット等を活用して、たくさんの方に情報がいきわたるよう努めます。



議場内モニターに映し出された映像。今後、インターネットでの録画配信を予定

(会議の公開)

第8条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を公開するものとする。ただし、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議で、大野市情報公開条例（平成16年条例第4号）第7条第2号に規定する個人情報情報漏洩するおそれのある場合又は意思形成過程若しくは政策形成過程にあるもので、公開することにより自由な討議が損なわれるおそれのある場合又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合においてはこの限りでない。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係)

第9条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等との緊張関係の保持に努め、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策提言、政策立案等を通じ、市勢の発展に資するものとする。

【説明】 大野市議会と大野市長との関係について規定しています。

【説明】 議会が開く本会議等の会議の公開について規定しています。

大野市議会は、本会議の録画中継をはじめとして、会議の傍聴、会議録の公開、議会広報誌、インターネットなどを使った情報提供など、可能な限り会議の公開に努めます。ただし、個人情報に関することや、大野市として方針が定まらない事項を議論する場合、議長や委員長が必要と認める場合に限り、非公開とする場合があります。

大野市長も大野市議会議員も共に市民が直接選挙で選んでいます。

市長は、予算や条例などの議案を議会に提出することにより政策（事務）の是非を問いい、議会はこれらの議案の可否を議決（決定）します。議会は、市長等の執行機関を監視・評価するだけでなく、執行機関に政策提言し、また、自ら政策を立案することなどにより、市勢の発展に努めます。

(6) 政策等の財源及び将来必要となる費用

【説明】 市長等が重要な政策、施策、事業及び長期計画を立案するときに、議会に対して説明を求める項目について規定しています。

第5章 議案及び政策の審議及び調査

(定例会)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による議会の定例会は、年4回とする。

2 議会の会期及び運営等については、規則の定めるところによる。

【説明】 本会議の定例会について規定しています。

1 これまで「大野市議定例会条例」で規定していた事項を基本条例で規定しました。大野市議会は、通年議会を導入せず、これまでどおり1年間に4回の定例会を開きます。

2 議会の会期や議会の運営

等については「大野市議会会議規則」で規定します。

※通年議会・定例会の期間を1年間として、必要に応じて本会議や委員会を開く制度

(法第96条第2項の議決事件)

第12条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、大野市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定とする。

2 議会は、前項に規定する議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にして市長と協議しなければならない。

【説明】 地方自治法第96条第2項の規定に基づいて議会在議決しなければならない議決事項を規定しています。

1 地方自治法第96条第1項では、議会が議決しなければならない15の項目を規定しています。また、同条第2項では「議会の議決すべきものを条例で定めることができる」と規定されており、この規定に基づいて議決事項を定めています。

現状では「大野市総合計画基本構想」の策定が該当します。

2 議決事項を新たに定める場合は、議会が一方的に決めるのではなく、議会と市長の権限を考慮して、市長と相談して決めることとしています。

(質問)

第13条 議員は、本会議における一般質問において、論点を明らかにするため、一問一答方式で質問を行うことができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

【説明】 本会議における一般質問の形式について規定しています。

1 質問には第4条に定める会派を代表して行う代表質問（3月議会のみ）と議員であれば誰でも行える一般質問（定例会のみ）があり、これまで大野市議会では、議員が複数の項目を一度に質問して市長等が一括して答える「一括質問・一括答弁」方式のみが用

いられてきましたが、一般質問については、複数の質問を一つずつ質問して答弁を求める「一問一答方式」で質問できることとしました（従来の「一括質問・一括答弁」を選ぶことも可能です）。

「一括質問・一括答弁」方式は、質問時間を効率的に使えますが、質問の順番と答弁の順番が合わない場合があることや、どの質問に答弁しているのか聞いている人が分かりにくい点があります。

質問が広い範囲にわたる場合などは、「一問一答方式」を選択することにより論点が明確になり、傍聴者や視聴者が分かりやすくなります。

2 市長等は質問者の質問に対して質問（反問）ができます。

場も対面方式でぜひ傍聴にお越しください。



(付帯決議の尊重)

第14条 市長等は、議会との信頼関係を重んじ、本会議において可決された付帯決議について、最大限尊重するよう努めるものとし、当該付帯決議に関する対応等を遅滞なく議会に報告するものとする。

【説明】 付帯決議について規定しています。

提出された議案を議決したときに、付帯決議が可決された場合に、議会の意思表明として最大限の尊重と対応の報告を求めるものです。

※付帯決議・議案に付けられる議会の意見や要望。ただし、市長等はこの付帯決議に法的に拘束されません。

(請願又は陳情趣旨の聴取)

第15条 議会は、請願又は陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取の機会を設けることができる。

【説明】 請願や陳情を行った方が直接議会で意見を述べられる機会について規定しています。

す。

これまで、請願や陳情は、文書で提出していただき、議長に対して趣旨の説明を求めてきましたが、それに加えて請願や陳情の提出者が議会でも直接意見を述べる場を設けられることとなりました。具体的な方法等については、今後、検討していきます。

請願・大野市が所管する事項に関して一定の措置を取る、又は取らないように希望し、申し出ること、法律で保障された権利です。

陳情・法律の根拠に基づくものではありませんが、請願と同様に、相当の措置を要望することです。

(専決処分の指定及び報告)

第16条 法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 1件が100万円以下の和解に関すること及び1件100万円以下の法律上の義務に属する損害賠償額を決定すること。

(2) 議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和41年条例第53号)の規定により、議会の議決に付さなければならぬ契約で、契約を締結した後変更等により300万円の範囲内で契約金額を変更すること。

(3) 市営住宅、特定優良賃貸住宅及び大納ハイツ(以下「市営住宅等」という。)の使用料等の支払又は市営住宅等の明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

(4) 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は用語に係る規定を改正すること及び既設条例の主旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正すること。

【説明】 市長が専決処分することができる事項を規定し

ています。

これまで昭和60年9月26日の議決で指定していた市長の専決処分事項の指定を基本条例で規定しました。

専決処分・議会の議決が必要な事項を、市長が議決を求めず決定すること。ただし、専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければなりません。

第6章 議員の政治倫理、報酬及び定数

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる議員が市民全体の奉仕者として政治倫理の向上に努め、常に良心に従って誠実かつ公正にその職務を行い、もって清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与しなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

倫理条例」を制定し、大野市議会議員の政治倫理の向上に努めています。

大野市議会基本条例の制定に当たり、議員の政治倫理の理念を基本条例で規定し、詳細を大野市議会政治倫理条例で規定することとしました。

(議員の報酬等)

第18条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、別に条例で定める。

2 委員会又は議員が議員報酬の額を改定するための議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出しなければならない。

【説明】 昭和41年に「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を制定し、議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当はこの条例に基づいて支給しています。

大野市議会基本条例の制定に当たり、議員の報酬等については、これまでどおり別に条例で定めることとし、額を改定するときには理由を明らかにするよう規定しました。

【説明】 大野市議会では、平成18年に「大野市議会政治

（議員の定数）

第19条 議員の定数は、市政の現状、課題及び将来の予測を十分考慮するとともに、第2条に規定する議会の活動が担保されるよう、総合的な観点から決定するものとする。

2 議員の定数は、別に条例で定める。

【説明】 平成12年に「大野市議会の議員の定数を定める条例」を制定し、議員の定数はこの条例で規定しています。

大野市議会基本条例の制定に当たり、議員の定数については、これまでどおり別に条例で定めることとしました。

第7章 議会事務局等

（議会図書室の充実）

第20条 議会は、議員が議会活動に必要な見識を深め、自己の資質を高める不断の研究のために資するため、議会図書室を設置し、必要な図書等を収集及び保管し、議会図書室の充実に努めるものとする。



市庁舎3階の議会フロアに設置された議会図書室

【説明】 議会図書室について規定しています。

地方自治法では、「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置しなければならない」と規定されています。執行機関の監視及び評価とともに、政策提言や政策立案に資するため、議会図書室の充実について規定しました。議会図書室は、市民も利用できるよう検討しています。

（議会事務局の体制整備）

第21条 議会は、政策提言、政策立案等の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

【説明】 議会事務局について規定しています。

地方自治法では、「市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる」と規定されています。

議会事務局は、議会に関する事務に従事し、大野市議会が自主的に自主的な運営を実現し、市長と共に二元代表制の一翼を担う使命を果たせるよう補佐をします。

第8章 最高規範性、議会改革の推進等

（最高規範性）

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

化し、市民に開かれ、市民の視点に立った議会を実現するため、議会改革に継続的に取り組まなければならない。

【説明】 議会改革について規定しています。

大野市議会は、これまでも議会機能の強化と市民に開かれた議会を目指して議会改革に取り組んできました。今後も引き続き議会改革に取り組みなければならないとして、義務規定としています。

（条例の見直し）

第24条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的の達成に関し、継続して検証に努め、市民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、条例の見直しを行うものとする。

【説明】 この条例の改正について規定しています。

前条と同様に、この条例の制定後も、不断の取り組みによる条例の効果の検証と見直しを定めています。

（議会改革の推進）

第23条 議会は、議会を活性

第1回モニター会議を開催

議会基本条例第6条に掲げる議会報告会に代えて、当面の間、議会モニター制度の運用により、モニターの皆さまからの意見を聴取し、議会の活性化や改革の推進を図っていきたいと考えています。モニター会議は、各団体からの推薦者等4人、公募による方2人、学識経験者1人、そして市議会の議会運営委員会のメンバーで構成されます。

第1回目となるモニター会議を2月26日に開催し、モニター役の役割や今後の予定などを確認いただきました。

第392回臨時市議会の概要

第392回臨時会が平成27年1月26日に開催されました。大野市一般会計補正予算が審議され、全会一致で可決されました。

▼一般会計補正予算の内容

情報発信強化のため大野市関連ウェブを再構築するための経費（1,350万円）や除雪委託料（3億5,000万円）などが追加され、予算の累計が200億8,093万円となりました。

委員会の構成

◎委員長 ○副委員長

常任委員会

● 総務文教常任委員会

◎ 畑中章男 ○ 高田育昌
高岡和行 島口敏榮
砂子三郎 廣田憲徳

● 産経建設常任委員会

◎ 松田元栄 ○ 兼井 大
藤堂勝義 松原啓治
榮 正夫 川端義秀

● 民生環境常任委員会

◎ 梅林厚子 ○ 宮澤秀樹
野村勝人 山崎利昭
堀田昭一 永田正幸

議会運営委員会

◎ 松田元栄 ○ 兼井 大
畑中章男 砂子三郎 榮 正夫
堀田昭一 (平成27年3月2日追加選任)



新議員の紹介
(議席番号順)

